

2017年（平成29年）第2回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）2月13日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）2月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）2月28日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
- 議案第4号 事業計画変更承認申請に対する承認について
- 議案第5号 非農地証明について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第7号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

0名

8 その他の出席者

0名

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 事務局次長 | 羽原知洋 |
| 松永出張所 | 藤原 真次 | 北部出張所 | 宮川一樹 |
| 新市出張所 | 山縣 葉二 | 沼隈出張所 | 山本 宏治 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 和田 匠次 |
| 事務局 | 杉原 信広 | | |

以上9名

10 議事内容

午前10時00分開会

- | | |
|------------|--|
| 事務局長 | それでは、ただいまから2017年(平成29年)第2回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。 |
| 部会長 | — 開会あいさつ — |
| 議長
(7番) | それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名のうち、出席委員18名、委員全員出席ですので本会議は成立します。
続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号4番の岡本卓也委員と議席番号16番の桑田恒二委員にお願いいたします。
議事に入る前に、議案の追加・訂正事項等があれば、事務局より説明してください。 |
| 事務局 | 2017年(平成29年)第2回農地部会議案書追加事項についてご説明致します。
追加議案第7号として、「農地等の現況に係る照会に対するについて」を1件追加議案しております。内容は、記載のとおりです。
以上です。 |
| 議長 | それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
各地区協議会における審議内容を報告してください。
東部地区の報告をお願いします。 |
| 3番
(藤井) | それでは、東部地区の審議内容について報告します。
東部地区では、2月22日、水曜日午前9時から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。
審議した案件は、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号6件、議案第6号1件の合計10件です
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処 |

分決定について」1ページの1番と2番について報告をします。

1番は、御幸町の譲受人が、埼玉県白岡市の譲渡人から御幸町大字森脇の田1筆1, 636㎡を譲受けて水稻を栽培し、経営規模の拡大をするものです。

2番は、新涯町二丁目の借受人が、箕島町の貸出人から新涯町四丁目の田1筆1, 738㎡に期間6年間の使用貸借権を設定して借受けて、クワイを栽培し、経営規模の拡大をするものです。

いずれの案件も譲受人あるいは借受人は、農作業経験も十分あり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番

それでは、西部地区の審議内容について報告します。

(岡本)

西部地区では、2月23日午後0時30分から関係者により、現地調査を行い、午後4時00分から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第5号4件の合計9件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの3番について報告をします。

内海町の受人である息子が、同居の渡人である母親から申請地の贈与を受けるものです。

本案件は、同一世帯内で所有者を変更するものであり、営農に支障がないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

(平)

松永地区では、2月23日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。

委員6名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号4件、議案第5号3件の合計8件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ4番について報告します。

尾道市高須町の借受人が尾道市吉和町の貸出人から1年間の賃借権を設定して借受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。

譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告します。

北部地区では、2月23日の正午から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名のうち9名の出席により、議案第1号5件、議案第3号3件、議案第5号4件、議案第6号1件、議案第7号1件の合計14件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページ5番から2ページ9番について報告をします。

5番は、神奈川県横浜市の譲渡人が、遠方で耕作困難なため、芦田町の譲受人に申請地を贈与するもので、譲受人は、新規就農して、野菜を栽培するものです。

6番は、宝町の譲渡人外1人が、駅家町の譲受人に申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜及び果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

7番は、駅家町の譲受人が、神奈川県横浜市の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

8番は、新市町の譲受人が、埼玉県さいたま市の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

9番は、新市町の譲渡人が、同町の譲受人外3人に申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。

神辺地区農地調整協議会は、2月23日、午前9時から現地調査に続き、午後1時より、神辺支所3階31会議室において協議会委員6名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号1件、議案第5号2件の合計14件について、審査しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページ10番から3ページ14番について報告をします。

10番は、田1筆482㎡を下御領に居住する譲受人2名が、贈与により譲受け、経営規模の拡大を図るもので、引き続き水稻を栽培する計画で

す。

1 1 番は、田 6 筆 2, 4 0 4 m²と畑 5 筆 1, 6 5 8 m²の合計 4, 0 6 2 m²を八尋に居住する譲受人が、所有権移転により譲受け、経営規模の拡大を図るもので、八尋字山田小渡り 4 8 9 番 1 の申請地では柿を栽培し、残りの申請地では季節野菜を栽培する計画です。

1 2 番は、田 1 筆 1, 0 2 0 m²を川口町に居住する譲受人が、所有権移転により譲受け、経営規模の拡大を図るもので、引き続き水稻を栽培する計画です

1 3 番は、田 2 筆 8 8 2 m²を箱田に居住する譲受人が、贈与により譲受け、経営規模の拡大を図るもので、箱田字川ノ町 3 8 0 番では、引き続き水稻を栽培し、箱田字川ノ町 3 8 1 番 2 では、引き続き花卉・季節野菜を栽培する計画です。

1 4 番は、畑 1 筆 1 5 9 m²を十三軒屋に居住する譲受人が、贈与により譲受け、経営規模の拡大を図るもので、引き続き季節野菜を栽培する計画です。

すべての案件は、いずれも譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第 1 号の 1 4 件については、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積も超えていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、採決します。

議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定しま

す。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

東部地区の報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ1番について報告します。

御幸町の申請人が、御幸町大字下岩成の田1筆947㎡の内8.82㎡を用悪水路として転用するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北、約50メートルです。

なお、現地は既に工事されていまして、顛末書の提出を受けています。

現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われる、転用に問題ないと思われま

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ2番について報告します。

沼隈町の申請人が、申請地の一部を隣接地の露天資材置場への進入路として利用するものです。

場所は、沼南高校の南、約400メートルのところ

です。現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ3番について報告します。

3番は、徳田に居住する申請人による、農業経営資金の補填のため、売電用太陽光発電パネルへの転用申請です。最大47.2kWを売電するものです。なお、再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。また、申請地は農振農用地からの除外申請中

です。現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われ

議 長

ありがとうございました。
事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第2号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

東部地区の報告をお願いします。

3番
(藤井)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の5ページの1番から6番について報告をします。

1番と2番は、関連案件です。

広島市安佐南区の法人が、送電線鉄塔の建替に伴う電線の張り替えのため、1番では、蔵王町の畑1筆665㎡の内100㎡を露天駐車場として、2番では、蔵王町の畑2筆の合計756㎡の内220㎡を露天資材置場と

して、それぞれ平成29年6月30日までの賃借権を設定して借り受けて、一時転用するものです。

場所は、市立蔵王小学校の北東、約300メートルです。

3番は、神辺町の法人が御幸町の譲渡人から御幸町大字下岩成の田2筆合計2,131㎡を譲り受けて、建売住宅9棟を建築するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北、約150メートルです。

4番と5番は、関連案件です。

御幸町の法人が、4番で御幸町大字下岩成の田1筆1,432㎡を、5番で隣接する御幸町大字下岩成の田1筆830㎡を譲り受けて、それぞれ露天資材置場として利用するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北、約100メートルです。

6番は、神辺町の法人が御幸町の貸出人から御幸町大字下岩成の田1筆664㎡に賃借権を設定して借り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北、約350メートルです。

現地確認を行いました。いずれの案件も申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の5ページの7番から6ページ9番について報告します。

7番は、松永町の受人である法人が、申請地を山手町の渡人から譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、山手小学校の南、約500メートルのところ。

8番と9番は、いずれも南手城町の受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、沼隈町のそれぞれの渡人から借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、8番が、JA沼隈支店の南東、約200メートル、9番が、沼隈体育センターの西、約50メートルのところ。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の6ページの10番から13番について報告します。

10番は、津之郷町の借受人が東村町の貸出人である父親の所有する申請地の田1筆に使用貸借権を設定して借受け、分家住宅を建築するものです。

現在、露天駐車場として利用しておりましたので、顛末書の提出を受けております。

場所は、JA松永北支店の南西、約250メートルのところですか。

11番は、高西町の譲受人が金江町の譲渡人から譲受け、住宅を建築するものです。場所は、JA松永南支店の東、約170メートルのところですか。

12番は、藤江町の譲受人が同居する譲渡人である祖父の所有する申請地の畑1筆を贈与により譲受け、露天駐車場として利用するものです。既に駐車場として利用しておりましたので、顛末書の提出を受けております。

場所は、池浜港の南東、約280メートルのところですか。

13番は、藤江町の譲受人が同町の譲渡人である祖父の所有する申請地の畑1筆を譲受け、住宅を建築するものです。場所は、藤江保育所の南東、約670メートルのところですか。

いずれも、現地確認しましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。なお、10番・12番は、農振農用地区域からの除外手続き中です。

議長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の6ページ14番から7ページ16番について報告します。

14番は、御幸町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、大阪府堺市の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の東、約100メートルのところですか。

15番は、駅家町の譲受人外1人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、駅家南中学校の南東、約300メートルのところですか。

16番は、南手城町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、建売住宅7棟を建築するものです。

場所は、法成寺保育所の南東、約300メートルのところですか。

なお、14番と15番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外

手続き中であります。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 7 ページ 17 番から 21 番について報告します

17 番は、平野にある鉄筋工事業を営む法人が、不足する露天資材置場への転用計画です。なお、申請地は農振農用地からの除外申請中です。

18 番は、平野に居住する借受人が、母親の所有する申請地を使用貸借権の設定により借受け、住宅を建築するものです。現在の居住地に母と借受人家族は同居しておりますが、今後手狭になることから、隣接地である申請地を転用するものです。

19 番は、37 ページ 8 番と関連です。

御幸町にある不動産業を営む法人が、申請地周辺で需要のある建売住宅 8 棟を建築するものです。所要面積は、申請地の田 2 筆 1,609 m²と併用地である隣接地の宅地 401.12 m²を合わせた 2,010.12 m²です。

なお、37 ページ 8 番で農地法第 4 条許可を取消した湯野字兼代 514 番 3 の申請地については、ガレージ、物置と畑が混在しています。開発許可後、併用地の住宅とともに撤去される計画です。

20 番は、湯野にある不燃物のリサイクル業を営む法人が、申請地に賃借権を設定し借受け、不足する露天資材置場へ転用するものです。

なお、申請地は農振農用地からの除外申請中です。

21 番は、霞町にある土木建築業を営む法人が、申請地を不足する露天資材置場へ転用する計画です。

すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま。

議 長

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第 3 号の 10 番は東村地区として昭和 41 から 42 年にかけて実施された農業構造改善事業により整備された第 1 種農地です。本案件は、農地部会の意見決定後、常設審議委員会農地部会へ諮問します。

3 番、14 番は、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり相当数の街区を形成している区域であるため第 2 種農地

として判断されます。

11番は、土地区画整理事業が実施された地区内に存在するため、19番は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの便益を享受でき、かつ申請地のおおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共施設等が存在するため、それぞれ第3種農地として判断されます。

その他の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。
議案第3号について、10番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第3号は、10番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第4号「事業計画変更承認申請に対する承認について」を上程します。
神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

それでは、議案第4号「事業計画変更承認申請に対する承認申請について」の8ページ1番について報告します。

申請地は、長屋住宅2棟への転用を目的として、平成29年1月27日

付け指令福農委第1066号で農地法第5条許可を受けています。

平成29年2月9日に譲受人である有限会社山陽不動産へ所有権移転をされていますが、申請地は、農地のまま転用目的の達成はなく、今回、事業計画変更承認申請が提出されました。

変更内容は、当初の転用者である有限会社山陽不動産から承継者のアルファプラス株式会社への地位の承継申請で、変更理由は、社内事業方針の見直しにより、賃貸事業を譲渡することとなったためです。

なお、事業の資金計画は、当初の9千100万円から9千400万円に変更となりましたが、その他、申請地及び事業目的に変更はありません。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第4号について、変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第4号は変更承認することに決定します。

議 長

次に、議案第5号「非農地証明について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

西部地区の報告をお願いします。

議 長

議案第5号「非農地証明について」の9ページの1番から4番について報告します。

4番
(岡本)

1番は、沼隈町の申請人によるもので、申請地を平成6年頃から露天資材置場として利用し、現在に至っております。

場所は、沼南高校の南、約400メートルのところです。

2番と3番は、内海町の同一の申請人によるもので、申請地を昭和60年頃からそれぞれ耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、2番が、シーパーク大浜(旧ドルフィンビーチ)の北、約400

メートル，3番が，内海小学校の南，約500メートルのところではす。

4番は，田尻町の申請人によるもので，申請地を昭和55年頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となり，現在に至っております。

場所は，田尻漁港の南西，約800メートルのところではす。

なお，2番と4番は，農振農用地区域内の農地であります，担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。

議長

次に，松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは，議案第5号「非農地証明について」の9ページ5番から7番について報告します。

5番は，神村町の申請人が昭和30年頃から耕作放棄していたため，山林となっております。

場所は，県立松永高等学校の東，約100メートルのところではす。

6番は，幕山台四丁目の申請人が平成12年頃から耕作放棄していたため，雑木等が繁茂し，山林となっております。

場所は，神村コミュニティセンターの北，約700メートルのところではす。

7番は，今津町の申請人が平成6年頃から住宅敷地として利用し，現在に至っております。

場所は，松永道路今津ランプ東，約260メートルのところではす。

なお，6番は，農振農用地区域内の農地であります，担当部局との調整は整っております。

いずれも，現地調査をしましたが，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。

議長

次に，北部地区の報告をお願いします。

8番
(安原)

それでは，議案第5号「非農地証明について」の10ページの8番から11番について報告します。

8番は，駅家町の申請人が，平成元年頃から，住宅敷地として利用し，現在に至っております。

場所は，駅家中学校の西，約400メートルのところではす。

9番は，水呑町の申請人が，平成2年頃から，露天駐車場として利用し，

現在に至っております。

場所は、北消防署駅家分署の南東、約450メートルのところでは

10番は、駅家町の申請人外2人が、昭和51年頃から、進入路として利用し、現在に至っております。

場所は、北消防署駅家分署の北西、約150メートルのところでは

11番は、神辺町の申請人が、昭和60年4月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり、現在に至っております。

場所は、新山運動広場の北西、約300メートルのところでは

なお、8番と11番は、農振農用区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

それでは、議案第5号「非農地証明について」の10ページの12番と13番について報告します。

12番は、申請地を平成元年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり、現在に至っております。

13番は、申請地を昭和50年2月25日から住宅敷地として利用し、現在に至っています。

現地を確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明可能と判断しました。

なお、12番は、農振農用地のため、農振担当と調整済です

議長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

3 番
(藤井)

それでは、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」11ページの1番について報告をします。

相続人である子が、川口町五丁目の田2筆合計1,433㎡を相続して、畑として耕作し、特例適用の申請農地として利用するものです。

場所は、市立多治米小学校の南東、約200メートルです。

申請農地は、野菜・果樹が栽培されており、適正に管理されています。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

8 番
(安原)

それでは、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」11ページ2番について報告をします。

駅家町の申請人によるもので、被相続人の子が、申請地である現況畑2筆865.4㎡を相続し、特例の適用を受けようとするものです。

なお、申請地は、農地として適正に管理されており、引き続き農業を行っていく意思も確認しております。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案第7号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。

北部地区の報告をお願いします。

8 番
(安原)

それでは、議案第 7 号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」追加 1 ページ 1 番について報告します。

広島法務局福山支局より、2 月 1 4 日付けで、現況に係る照会がありましたので、現地を 2 月 2 3 日に調査をしたところ、作業場兼倉庫として転用済みであり、非農地として回答するものです。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 7 号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

1 2 ページから 1 9 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、2 1 件を事務局長専決で受理しました。

次に、2 0 ページから 2 2 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、2 3 ページから 3 0 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、4 条 2 1 件、5 条 5 8 件を事務局長専決で受理しました。

次に、3 1 ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が 2 アール未満の場合、農地法第 4 条の「農地の転用の制限の例外」の適用を受けられます。現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。

次に、32ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行なう、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地の転用の制限の例外となります。1件受理しています。

次に、33ページの「買受適格証明申請について」です。

競売及び公売に入札参加できることの証明申請です。

申請地は市街化区域内であり、利用目的が露天駐車場であることから事務局長の専決により処理しています。

次に、34ページ、35ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が11件ありました。

次に、36ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部及び府中税務署から照会があったもので、物件の登記地目が「農地」であることから、農業委員会が現地調査を行い、現況を報告するものです。

事務局長による専決処分により1番、2番は非農地、3番、4番は農地として報告しています。

次に、37ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、1番、2番は、計画面積の変更によるものです。改めて24ページ8番、9番で届け出が行われています。

3番は、譲受人の変更によるものです。改めて25ページ18番で届出が行われています。

4番は、計画面積の変更によるものです。改めて26ページ26番で届出が行われています。

5番は、計画の中止によるものです。

6番は、譲受人の変更によるものです。改めて26ページ28番で届出が行われています。

7番は、譲受人の変更によるものです。改めて1ページ7番で許可申請が行われています。

8番は計画の中止によるものです。取り消し後に申請地を含めて改めて7ページ19番で許可申請が行われています。

専決処分及び届出等については以上です。

議長

専決処分・届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等がないようですので、2017年（平成29年）第2回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、3月29日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時43分閉会